

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。ようやく秋を感じられる季節となりました。寒暖差が大きい時期ですので、体調管理にお気を付けください。
今回は「中小企業倒産防止共済掛金の損金算入の見直し」についてご紹介いたします。

中小企業倒産防止共済掛金の損金算入の見直し

契約解除後 2 年以内の拠出掛金は特例適用認めず

令和 6 年度改正では、中小企業倒産防止共済事業（経営セーフティ共済）に係る措置が見直されました。改正前は、法人等が拠出した掛金は支払日の属する事業年度に損金算入可能で、契約解除後に再加入して拠出した掛金も損金算入することができましたが、改正後は契約解除して 2 年以内に再加入して拠出した掛金は損金算入できなくなります。令和 6 年 10 月 1 日以後の共済契約の解除について適用されます。

拠出掛金は損金や必要経費に算入可能

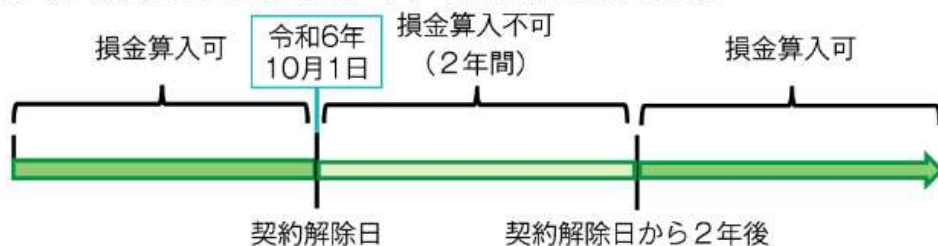
経営セーフティ共済は、取引先事業者の倒産に伴う連鎖倒産等を防止するための制度です。掛金を総額 800 万円まで積み立てることが可能で、同掛金は、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の適用により、支払日の属する事業年度に全額損金算入できます。

契約解除後は、積み立てた掛金の全部又は一部が解約手当金として返戻され、返戻時の事業年度の益金の額又は総収入金額に算入することとなります。無担保・無保証人で掛金総額の 10 倍（上限 8,000 万円）まで借入可能で、令和 5 年 3 月時点で約 62 万社が加入しています。

令和 6 年 10 月 1 日以後の解除に適用

事業者は掛金拠出時に一定の金額を損金算入できる一方、欠損が見込まれる事業年度に契約を解除し、欠損金と解約手当金の相殺を目的とする租税回避行為も一部で見受けられていました。本来の制度趣旨と異なる利用が見受けられることから、解除があった後に再契約した場合、解除日から同日以後 2 年を経過する日までの間に支出する掛金については、同特例の適用ができないこととされました（所得税も同様）。

【参考】改正後における経営セーフティ共済の掛金の適用関係



令和6年10月1日に契約解除した後に再加入した場合、
令和6年10月1日～令和8年9月30日の拠出掛金は損金算入できない

出典：令和 6 年度法人税関係法令の改正の概要
税務通信 3785 号・3803 号

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350